

新潟中央ＢＣ（新潟中央ベースボールクラブ）保護者会 規約

（名称）

第1条 本会は、新潟中央ベースボールクラブ（以下、「本クラブ」と言う。）保護者会と称する。

（目的）

第2条 本クラブの活動を円満に運営する為に協力体制を維持し、保護者相互の親睦を図ることを目的とする。

（会員）

第3条 本会は、本クラブに所属する中学生（以下、「クラブ員」と言う。）の保護者で組織する。

（活動）

第4条 本会は、目的達成の為に次の活動を行う。

- ①本クラブ役員より要請があった事項に対しての協力
- ②試合、練習時の活動を円滑に行うための行為
- ③各行事の支援体制
- ④その他目的達成のために必要な活動

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。（該当学年に対象者がいない場合はこの限りではない。）

- | | |
|-----------------|----|
| ①会長（2年生の保護者） | 1名 |
| ②副会長（1・3年生の保護者） | 2名 |
| ③会計（2年生の保護者） | 1名 |
| ④監事（3年生の保護者） | 1名 |

学年代表は会長および副会長が兼務する。また、必要に応じて学年代表補佐を置くことができる。

（役員の任務）

第6条 前条の役員の任務は次のとおりとする。

- ①会長は本会を代表し、会務を統括する。
- ②副会長は、会長を補佐する。また、会長に支障がある時は、その職務を代行する。
- ③会計は、本クラブの会計を担当する。
会費を徴収し、年度末に会計報告を作成するとともに、保護者会総会（以下、「総会」という。）で報告する。
- ④監事は会計を監査し、総会で監査結果を報告する。

（役員の選任）

第7条 本会の役員は次により選出する。（該当学年に対象者がいない場合はこの限りではない。）

- ①会長は2年生保護者の互選により選出し、総会で承認を得る。
- ②副会長並びに会計は、会長が推薦し、総会で承認を得る。
- ③監事は3年生保護者の互選により選出し、総会で承認を得る。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は次のとおりとする。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- ①任期は2月に開催される総会から翌年の総会までとする。
- ②役員に欠員が生じた場合は、これを補填する。ただし、その任期は前任者の残存期間とする。

（総会）

第9条 本会の総会は、本クラブ代表と連携して会長が招集し、開会および決議は次の通りとする。

- ①総会は、本クラブ代表および保護者の過半数が出席することにより成立する。
緊急やむを得ない場合は、役員と本クラブ代表で総会に代えることができる。
- ②総会は2月に行う。
- ③上記以外に必要な場合、臨時総会を行う。
- ④総会の決議は、保護者の過半数の賛成により成立する。
なお、欠席の場合は、全権を会長に委任したものとみなす。

（規約の改正）

第10条 本規約の改定は、総会の決議により決する。